



平成 22 年 11 月 18 日

各位

会 社 名 シコー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 白木 学  
(コード番号 6667 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 (財務・経理担当) 田中 彰  
(TEL : 046-278-3570)

### 第三者割当により発行される第 7 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される第 7 回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。) の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、「第三者割当による新株式発行 (現物出資)、主要株主の異動及びその他の関係会社の異動、並びに子会社の異動に関するお知らせ」を本日同時リリースしておりますのでそちらも合わせてご覧下さい。

### 記

#### 1. 本新株予約権の募集の概要

(1) 発行期日	平成 22 年 12 月 6 日
(2) 新株予約権の総数	556 個
(3) 発行価額	総額 11,831,680 円 (新株予約権 1 個当たり 21,280 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	11,120 株
(5) 資金調達の額	1,213,903,680 円 (差引手取概算額 1,196,903,680 円) (内訳) 新株予約権発行分 11,831,680 円 新株予約権行使分 1,210,720,000 円
(6) 行使価額	1 株当たり 108,100 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、Oak キャピタル株式会社に全て割当てます。
(8) その他	① 期限前取得条項 ② 本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要しま

	<p>す。</p> <p>③ 割当先は新株予約権の行使が未了の間、先買権を有しません。</p> <p>④ 前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

(注) 本新株予約権の特徴

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は108,100円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から11,120株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 取得条項

本新株予約権には、以下(注1)に記載のとおり、一定の手続を経て、当社が本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使促進にも繋がり、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(注1) 期限前取得条項

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき21,280円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

### ③先買権

割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で、本件第三者割当に係る有価証券届出書の効力発生日後、払込期日までに締結する予定の「総数引受契約書」に定める「先買権」は、当社が本新株予約権の払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下、「株式等」という。）を発行しようとする場合には、発行しようとする株式等と同条件で引受けるかどうかを当社が確認する規定です。なお、本新株予約権の保有残高がなくなり次第この権利は消滅します。

今後新株式の発行を検討するに当たり、低い株価での安易な株式の希薄化を当社が実行することは割当予定先（当社の経営に関与する意思がないことを確認しております。）若しくはその売却先が支配株主になる可能性を生じさせる等、当社にとってのリスクであり、この「先買権」は株式の希薄化に関して一定の抑止力をもつものであります。また株式市場で評価されるような歓迎される株主を当社が紹介する等を検討するにあたりインセンティブとなるものであり、当社の成長戦略に着目し出資をいただいた同社からの、当社の将来の成長戦略に係る資金需要に積極的に協力したいという意向を受けて規定したものです。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 当該資金調達背景、目的及び理由

当社は「思考する」技術者集団として独創的な製品開発に取組み、「独創的に思考したモータを通じて、世界に貢献する」という経営理念のもと、主に携帯電話に搭載される小型モータを開発してまいりました。当社グループの主力製品のひとつであるオートフォーカス・リニアモータ・アクチュエータ（スマートフォン並びに携帯電話に搭載されるカメラユニットの一部。撮影時に自動で照準を合わせる機能を受け持つ。以下、「AFL」という。）は、スマートフォン並びに携帯電話の海外を含む大手メーカーに納入しており、スマートフォンへの搭載率でトップシェアを有しております。

平成22年12月期第3四半期では、当社グループの主要市場である携帯電話市場においてはスマートフォンをはじめ堅調に需要が拡大しており、スマートフォン・携帯電話に搭載されている当社主力製品の「AFL」についても順調に受注の積上げを図ることができました。現在、携帯電話・スマートフォンに搭載されるカメラの高画素化に伴い、オートフォーカス機能の搭載率が向上していることに加え、スマートフォン市場の世界的な拡大もあいまって、当社にも多くの注文が寄せられております。

加えて、スマートフォンメーカー各社はタブレット製品の発売を開始し、タブレット製品市場が新たに認知されつつある中、今後発売が予定されている機種にはオートフォーカス機能のついたカメラの搭載が増加しその部分も当社への供給要請に結びついており、当社としては生産能力の増強を行わざるを得ない状況にあります。

このような状況のもとで、当社の生産拠点である上海工場は高い稼働率が継続しており、従来の生産設備だけでは間に合わず、「AFL」は引き続き高い需要が見込めることもあり、「AFL」のシェア拡大及び競争力強化による業績の改善を目的とする、増加運転資金、製造ラインの増設資金、及び製造ラインの半自動化資金を資金使途とする本新株予約権の発行による総額約12億円の資金調達を決定いたしました。

公募増資時に想定していた以上の受注により設備投資は行なわざるを得ないにもかかわらず、円高についても公募増資時の想定以上に進展してしまい留保した利益から設備投資を行うというわけにはいかず、特に公募増資よりも低い株価での第三者割当の実施を選択せざるを得ない状況となってしまいました。確実な資金確保の観点から考えると株式や社債の発行が望ましいのですが、複数の割当候補先から金額的に当社の希望に満たない回答しかいただけなかった上に実質的に転換価額修正条項のついた新株予約権付社債等の提案しかなく、既存株主の保護の観点から比較優位にある本件資金調達を選択したものであります。

株価が行使価額を下回り新株予約権の行使が進まない場合は、Oakキャピタルに先買権を付与することを考え合わせると、低い株価での別手段による新株式発行は避けるべきであり、株式発行の伴わない資金調達の方法を別途検討し、確実に設備投資をおこなえるようにしてまいりたいと考えます。円高により不明確な部分は残っておりますが、株式の希薄化の点では既存の株主の皆様、特に公募増資を引き受けられた株主の方には当面は不利益を強いることとなりますが、当社としては今後の事業展開により株主価値を大きく高めて報いるしか方法はないことは自覚しておりますので、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (2) 本資金調達方法を選択した理由

当社では、当社の当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は前連結会計年度に対して0.9ポイント減少し、17.1%と低い水準にあることを鑑み、今後の受注増に対応する資金を直接調達の手法によることとして検討いたしました。

直接調達の手法検討のうち、すでに公募増資の手段は実行済みであり1年の間に複数回の公募増資を行なう事例は稀であり当社が実際に行える可能性はゼロに等しいと考えられます。株主割当での発行という方法も有りますが、必要な資金が集まる可能性は少ないと考えられる上に、株主の確定に複数の手続きを要し、資金調達されるまでに期間を要すものと考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送りました。一方、第三者割当による資金調達は機動的な資金調達方法であることから、第三者割当の方法による資金調達を模索することといたしました。

第三者割当の方法による資金調達のうち、大規模な第三者割当型の新株発行による調達は、一度に希薄化が進み、市場に与える影響が大きくなる可能性があること、また割当相手先候補にとってはリスクが大きくなる為条件が厳しくなり、結果として当社の企業価値が毀損することで既存株主利益を害する恐れがあると判断し、今回の資金調達に当たっては、採用を見送ることといたしました。

このような状況の中、Oakキャピタル株式会社からの第三者割当による新株予約権の発行の具体的な提案を受け、本新株予約権の発行による資金調達が将来的な必要資金が確保できる可能性があること及び同社が当社の事業内容や事業戦略に理解を示していることから当該資金調達を決定いたしました。

また、当社は、今後更なる増産体制および生産の半自動化に必要な設備資金を調達するにあたり、当社の経営戦略上の判断から、銀行借入れの増加を抑え、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、この度、新株予約権の発行による資金調達を選択いたしましたのは、調達資金の返済を必要とせず、また、一度に大量の新株を発行しないため、既存株主価値の希薄化が低減される点で優位性があると考えたからであります。また、割当予定先は市場動向へ配慮しつつ売却する意向を確認していることから需給への影響も限定的であり、優位性があると考えました。以上のように総合的に検討した結果、新株予約権の発行による資金調達が最善であると判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	1,213,903,680円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	11,831,680円
（新株予約権の行使による調達額）	1,210,720,000円
発行諸費用の概算額	17,000,000円
内訳（公正価値評価費用）	2,000,000円
（弁護士報酬）	2,000,000円
（アドバイザー業務報酬）	11,000,000円
（その他費用）	2,000,000円
差引手取概算額	1,196,903,680円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

3. アドバイザリー業務報酬については、割当予定先であるOakキャピタル株式会社が行う本件資金調達に関する開示書類作成にあたっての支援に対する報酬 11 百万円（税抜）であります。なお、アドバイザリー業務報酬は総額で 41 百万円（税抜）であり本件以外に発行諸費用に含まれないリスクマネジメント他のアドバイザリー業務報酬 30 百万円（税抜）があります。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

## （2）調達する資金の具体的な使途

当社グループの主力製品の一つであるオートフォーカス・リニアモータ・アクチュエータ（スマートフォン並びに携帯電話に搭載されるカメラユニットの一部。撮影時に自動で照準を合わせる機能を受け持つ。以下、「AFL」という。）は、現在のスマートフォン市場の世界的な拡大もあいまって、多くの注文が寄せられています。

加えて、スマートフォンメーカー各社はタブレット製品の発売を開始し、タブレット製品市場が新たに認知されつつある中、今後発売が予定されている機種にはオートフォーカス機能のついたカメラの搭載が増加しその部分も当社への供給要請に結びついており、当社としては生産能力の増強を行わざるを得ない状況にあります。

この受注の増加見込みに対し、製造工場である思考電機上海有限公司の中で古いためAFLはこのままでは製造できないクリーン・ルームの改修工事を取り急ぎ行い、それだけでは受注生産数量に満たない為更にクリーン・ルームを新設します。クリーン・ルームの改修・新設代金並びに製造設備・治具等の取得のために 454 百万円を計画します。また資金調達が順調に進めば 20 百万円で試作ラインを新設し新機種の製造立上げ時に初期からの歩留りの改善をめざします。更に生産拠点である上海工場の人員を増加させ対応すると共に、製造ラインの半自動化を行い、生産性を向上させることによるコストダウンを進めていく資金に充当する予定であります。なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし安定的に管理してまいります。

かかる支出予定時期は、本新株予約権の行使状況のほか、受注及び在庫の状況や半自動化の状況等により変動することがあります。今回の資金調達の資金使途に関わる設備投資は、大半が来年度の設備投資でありこの設備投資も盛り込んだ上で来年に向けて計画を鋭意作成中であります。当社の今年度の設備投資計画の中には今回の資金調達に関わる設備は織り込んでおらず、当初の計画外で行なうことを決議したものであります。これは当社の計画を大きく上回る受注状況に起因するものであります。

また、本件資金調達は、新株予約権によるものであるため、行使の時期及び行使数の如何によって、資金調達の時期及び金額は変動することになります。このため、上記資金使途の内容、金額及び優先度等につきましては、調達時の状況に応じて当社が判断することとなります。なお、新株予約権の行使が進まない場合は、別途新株式発行の伴わない資金調達の検討を進めてまいる所存であります。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
<p>(i)増加運転資金</p> <p>a)材料費 120 百万円 AFLの生産量を増加させるにはAFLの材料である磁石・スプリング・金属材料・プラスチック成型品等の仕入れを増量する必要があり増加分として上記金額を計画しています。</p> <p>b)人件費 120 百万円 上海子会社での製造要員の人員増による人件費の増加分として上記金額を計画しています。</p> <p>c)他製造経費 40 百万円 増産に伴い他の製造経費の増加分として上記金額を計画しています。</p>	281 百万円	平成 22 年 12 月 ～平成 23 年 2 月
<p>(ii)製造ラインの増設資金</p> <p>a)既存クリーン・ルームのAFL製造ラインへの改変投資 154 百万円 当面のAFLの受注増への対応するために（空気清浄度が要求水準を満たしていないため）製造ラインとしては現状使用できないクリーン・ルーム（*）の改修に 40 百万円をかけ製造ラインとして使用できる清浄度を確保し、そのクリーン・ルームに特性検査機・顕微鏡・治具等の製造設備として 114 百万円を投資することにより、短期間での生産能力の引き上げを図ります。</p> <p>b)クリーン・ルームの増設投資 300 万円 既存クリーン・ルームの改変だけでは受注増に対応できない為、更に「クリーン・ルーム」を新設するための工事代金 72 百万円並びに製造設備の代金 228 百万円を投資することにより新たなクリーン・ルームを確保し更なる増産を図ります。</p> <p>c)試作ラインの新設 20 百万円 新機種 of 製造立上げ時に初期から歩留りを改善するためのAFLの試作ラインに設備を 20 百万円で導入し原価率の改善を計画し</p>	474 百万円	平成 22 年 12 月 ～平成 23 年 4 月

ています。										
<p>(iii) 製造ラインの半自動化資金</p> <p>当社はAFLの製造にあたって顧客が異なっても共通する工程については自動化を取り入れ、生産効率の向上を図ってまいりました。この動きを加速化し、最も大量に生産している機種を中心に人手で人海戦術的に行っている複数の工程で自動化機械を導入し人件費の削減による収益力の強化を図ってゆきます。</p> <p>複数の工程での各々の機械を機能別に集計した金額を以下に記します。</p> <table border="0"> <tr> <td>ばね・ケース等への接着剤の塗布並びに接着</td> <td>150 百万円</td> </tr> <tr> <td>ばね・磁石等をケースへ挿入し取付加圧</td> <td>160 百万円</td> </tr> <tr> <td>半田付け</td> <td>43 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他（磁石の整列、特性検査等）</td> <td>27 百万円</td> </tr> </table>	ばね・ケース等への接着剤の塗布並びに接着	150 百万円	ばね・磁石等をケースへ挿入し取付加圧	160 百万円	半田付け	43 百万円	その他（磁石の整列、特性検査等）	27 百万円	380 百万円	平成23年1月～平成24年11月
ばね・ケース等への接着剤の塗布並びに接着	150 百万円									
ばね・磁石等をケースへ挿入し取付加圧	160 百万円									
半田付け	43 百万円									
その他（磁石の整列、特性検査等）	27 百万円									
<p>(iv)内製部品製造ラインの増設資金</p> <p>当社は従前より原価の低減のために部品の内製化に取り組んでおり、今回の生産能力の拡大に合わせてメッキ設備やプレス機、研磨機等の導入等を行い内製部品の生産能力も拡大する必要があります。内製部品製造ラインの増設資金はこの設備投資については実施できなくとも、他社から当該部品を購入して製品の供給自体は続けていくことは可能ですので、原価の低減にはつながりませんが大きな支障はありません。</p>	61 百万円	平成24年6月～平成24年11月								

\*クリーン・ルームとは高性能なエアフィルターを通して空気を循環させることにより塵芥を除去し、更に入退室時にエアシャワー等により塵芥を落として入室させる等の機能を付加し、加えて部屋の構造も塵芥の堆積防止の工夫等を行なうことにより、空気中の塵芥を著しく除去する仕組みを取り入れ、塵芥の殆どない清浄度が確保された部屋です。精密機器の製造においては、塵芥は断線等を引き起こし不良品となる為クリーン・ルーム内での製造は必須であります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当該資金調達は、当社グループの主力製品の一つである「AFL」のシェア拡大および競争力強化による業績の改善及び自己資本充実により株主価値の増大を図り、企業価値向上を図り、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様への株式価値向上に資すると判断しており、発行数量及び株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断するとともに株式価値も上昇に転じていくものと考えております。



その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額等の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社）が算定した結果、その算定価値を踏まえ本新株予約権 1 個当たりの発行価額を金 21,280 円といたしました。本新株予約権の発行価額は、第三者機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社の株価を鑑み、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 22 年 11 月 17 日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の 115,000 円を参考として、行使価額を 108,100 円（ディスカウント率は 6.0%）といたしました。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、現在形成されている株価が直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したからであります。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については適正価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、当社グループの主力製品のひとつである「AFL」のシェア拡大および競争力強化による業績の改善及び自己資本充実という本件資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役 3 名全員（社外監査役 2 名）から、本新株予約権の発行価額は、それ自体で特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。当該意見の基礎となる判断要素として、行使価額の算定方法が市場慣行に従った一般的な方法であること、払込金額の算定にあたり第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより有利発行ではないという意見であります。

また、当社は割当相手先との間で金額 41 百万円（税抜）のアドバイザリー契約を締結しております。この内容は本件資金調達に関する実務支援業務に対する報酬 11 百万円（税抜）並びにリスクマネジメント他のアドバイザリー業務報酬 30 百万円（税抜）であります。リスクマネジメントについてはカントリーリスクについて中国以外での製造拠点の検討に関するアドバイス、外国為替管理全般に関するアドバイス特にデリバティブ対応策としてデリバティブの解約以外での評価損の固定方法等に関するアドバイス等に関する対価であります。リスク管理にすることが中心で金融機関からの提案より一時的な資金負担が数億円少なくなる意見なども含まれており、当社の企業価値向上に相当程度資する内容が含まれておりますので妥当な金額であると考えております。監査役からの意見にも、誤認を受けやすい取引である為あえて触れていただき、新株予約権の発行とは別の取引を含むことを確認いただき、さらに金額についても妥当である旨の意見を表明していただきました。

## （２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の総議決権数は 62,240 個（直前の基準日である平成 22 年 11 月 17 日現在）であり、別件第三者割当による新株式発行（現物出資）の発行株式の総数 4,522 株及び O a k キャピタル株式会社に割当てする新株予約権の目的である株式の総数 11,120 株を合わせた 15,642 株に係る議決権数は 15,642 個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は 25.13%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は 20.08%）となり、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、当該資金調達は、当社グループの主力製品のひとつである「A F L」のシェア拡大および競争力強化による業績の改善及び自己資本充実により株主価値の増大を図り、企業価値向上を図り、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資すると判断しており、発行数量及び株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断するとともに株式価値も上昇に転じていくものと考えております。発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

## 6. 割当先の選定理由等

### （１）割当先の概要

平成 22 年 11 月 17 日現在

①	名 称	O a k キャピタル株式会社
②	所 在 地	東京都港区赤坂八丁目 10 番 24 号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼 C E O 竹井 博康
④	事 業 内 容	投資事業

⑤ 資 本 金	3,077 百万円			
⑥ 設 立 年 月 日	大正 7 年 2 月 22 日			
⑦ 発 行 済 株 式 数	22,082,428 株			
⑧ 決 算 期	3 月			
⑨ 従 業 員 数	(連結) 45 名 (平成 22 年 9 月 30 日現在)			
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人			
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行			
⑫ 大株主及び持株比率	エスアイエツクス エスアイエス エルティイデー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部) 5.58%、竹井博康 3.96%、エルエムアイ株式会社 2.78% (平成 22 年 9 月 30 日現在)			
⑬ 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、アドバイザリー業務を当社が発注し、当該会社が受注した受発注関係があります。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連 結 純 資 産		5,109	2,338	2,511
連 結 総 資 産		11,609	3,004	3,936
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)		23.97	10.43	11.56
連 結 売 上 高		17,084	2,302	2,864
連 結 営 業 利 益		△3,267	△1,097	553
連 結 経 常 利 益		△3,339	△1,087	579
連 結 当 期 純 利 益		△4,331	△2,616	100
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)		△20.92	△12.45	0.47
1 株 当 たり 配 当 金 (円)		—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(2) 割当先を選定した理由

当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索することとし、証券会社等から斡旋などによる複数の有力先と接触を重ねてまいりました。こうした複数の候補先との交渉の結果を踏まえ、当社の考えのもとに、Oakキャピタル株式会社を選定いたしました。

Oakキャピタル株式会社と接触をもったきっかけは、同社が投資会社として上場企業に対する投資を行っていることを一部の当社従業員が従前より知っており、担当取締役が打診したことに端を発しております。Oakキャピタル株式会社は、国内外での投資実績が豊富で、かつ、潜在的な成長力をもつ新興上場企業に対する投資を積極的に行っている東証二部の上場会社であります。

同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー業務、リスク管理の総合サービスを行うリスクマネジメント事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

Oakキャピタル株式会社は当社が事業を推進するに当たり、特定の資本系列に属さず、独立的、中立的な立場から幅広いネットワークを持っていることから、提携候補先をご紹介いただくなど、積極的に協力していただいております。潜在的な需要の開拓が期待でき、それらの成果が将来、当社の事業展開と企業価値向上に貢献するものと考えております。

また、同社の表明内容で、当社の経営に介入する意思や今後市場で当社株式を買増しして支配株主となる意思がない純投資目的であることや、本新株予約権の行使により取得する株式についても可能な限り市場動向に配慮しながら売却していく方針であることも重視し、同社を割当予定先として選定いたしました。

### (3) 割当先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社を取得する本新株予約権及びその行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や今後市場で当社株式を買増しして支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。

### (4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。

また、同社が提出した平成23年3月期第2四半期報告書により、本新株予約権の発行価額の払込み及び行使請求に足りる現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約等

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、当社普通株式について、いかなる者とも株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もない旨の表明を受けております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前		募 集 後 (新株予約権が全部行使された後)	
白木 学	36.87%	白木 学	29.47%
株式会社シンクテック	17.79%	Oakキャピタル株式会社	14.28%
白木 秀子	3.42%	株式会社シンクテック	14.21%
野村証券株式会社	0.62%	株式会社シンクテック・インベストメント	5.81%
饗庭 眞清	0.48%	白木 秀子	2.73%
野田 幹雄	0.48%	野村証券株式会社	0.50%
シコー従業員持株会	0.45%	饗庭 眞清	0.39%
芳賀 俊郎	0.42%	野田 幹雄	0.39%
日本証券金融株式会社	0.39%	シコー従業員持株会	0.36%
平野 紀光	0.36%	芳賀 俊郎	0.33%

(注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、平成22年6月30日現在の株主名簿に同7月20日の公募増資による4,500株の新株発行分を加味して計算しております。また、募集後の大株主及び持株比率は、募集前の大株主及び持株比率を基準にしております。持株比率の計算に際し、本件新株予約権がすべて行使されたと仮定するとともに、別件第三者割当による新株式発行（現物出資）分（注）を加味して計算しております。

2. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社の本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。したがって、今後において、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

4. Oakキャピタル株式会社並びに別件新株式発行（現物出資）（注）の割当先である株式会社シンクテック・インベストメントを募集後の大株主として反映しております。

（注）「第三者割当による新株式発行（現物出資）、主要株主の異動及びその他の関係会社の異動、並びに子会社の異動に関するお知らせ」を本日同時リリースしておりますのでそちらをご覧ください。

#### 8. 今後の見通し

新株予約権の行使が明確でない以上、業績に与える影響は不明であります。本新株予約権の行使が進むことにより、当社の財務状況は改善の方向に向かい、業績の回復及び更なる企業価値の向上に寄与するものと考えており、行使が行なわれた際に精査してお知らせします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

別件第三者割当による新株式発行（現物出資）及び本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が 25.13%となり 25%以上になることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第 432 条第 2 号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、平成 22 年 11 月 18 日に社外監査役である岩田輝正・田村稔郎両氏から書面による意見をいただきました。内容は設備投資については顧客より生産・出荷依頼を受けており、断ることは将来の競合を作る結果となること、中期的にも受注が急減しない確度が高いことから生産能力拡大のための設備投資は必要であるとされており、また競争力の強化・利益の確保のための半自動化機械の導入は必須であり、自動化は業界他社も進めており乗り遅れると著しい競争力の低下をもたらすという、新株予約権による資金の調達に関する意見をいただきました。現物出資についても企業防衛の一手段としての必要性並びに負担なく将来性のある新規事業に進出できる必要性に関する意見をいただきました。新株予約権の相当性については当社の置かれた状況では新株予約権発行以外の資金調達は困難で、新株発行による希薄化を回避し設備投資を行わなかった場合の競争力の低下は明らかで少数株主の利益を図る結果とならないため相当であるとされました。現物出資についても同じく現金による取得は困難であり事業上の要請から相当であると判断されました。

本新株予約権の発行は支配株主との取引等に該当しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決 算 期	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
売上高	10,645	11,867	9,349
営業利益	1,041	493	69
経常利益	936	△604	△347
当期純利益	533	△2,342	△196
1株当たり当期純利益 （円）	9,339.44	△40,573.17	△3,408.77
1株当たり配当金（円）	2,500.00	—	—
1株当たり純資産（円）	89,842.80	43,173.14	39,365.13

（注）△は損失を示しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	62,240株	100.0%
現時点の行使価額における 潜在株式数	309株	0.5%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の株価の状況

	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
始 値	393,000 円	190,000 円	33,900 円
高 値	412,000 円	249,000 円	45,200 円
安 値	195,000 円	26,300 円	17,650 円
終 値	201,000 円	33,850 円	29,500 円

② 最近6ヶ月間の状況

	平成22年5月	平成22年6月	平成22年7月	平成22年8月	平成22年9月	平成22年10月
始 値	247,600 円	195,000 円	136,500 円	123,000 円	127,800 円	121,100 円
高 値	259,400 円	233,000 円	180,400 円	140,800 円	149,800 円	136,300 円
安 値	138,300 円	125,800 円	111,800 円	106,100 円	118,000 円	103,900 円
終 値	197,400 円	142,500 円	127,600 円	127,400 円	122,500 円	104,200 円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成22年11月17日現在
始 値	108,000 円
高 値	115,300 円
安 値	107,100 円
終 値	115,000 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資

発行期日	平成22年7月20日
調達資金の額	582,969,500 円 (差引手取概算額)
発行価額	141,900 円
募集時点における発行済株式数	57,740 株
当該増資による発行株式数	4,500 株
当初の資金使途	設備投資並びに増加運転資金
支出予定時期	平成22年7月以降
現時点における充当状況	全額充当済み

以 上



(別紙1)

シコー株式会社  
第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 シコー株式会社第7回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 11,831,680 円
3. 申込期間 平成 22 年 12 月 6 日
4. 割当日及び払込期日 平成 22 年 12 月 6 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割当て、募集新株予約権総数引受契約を締結する。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する数は、20 株 (以下、「対象株式数」という。) とする。  
本新株予約権の目的である株式の総数は 11,120 株とする。  
ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。  
$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分 (ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。  
これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る第 10 項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。
  - (3) 上記(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
7. 本新株予約権の総数 556 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 21,280 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、108,100 円とする。ただし、第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後

の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
 ①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
 ②その他行使価額の調整を必要とするとき。  
 ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間  
 平成22年12月7日から平成24年12月6日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
 各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由  
 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値

が20取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき21,280円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第20項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第21項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
19. 株券の不発行  
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
20. 行使請求受付場所  
当社 社長室
21. 払込取扱場所  
株式会社横浜銀行 中央林間支店
22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産の価額について、本新株予約権及び本新株予約権に係る総数引受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおり21,280円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりとする。
23. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式

交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 17 項に準じて決定する。

⑥各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に準じて決定する。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び条件

第 12 項ないし第 14 項に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。